

## 欠席会員からの参考意見

総会における議案の議決は、名桜大学後援会会則第10条第3項において、出席者の過半数で決するものと定められております。

しかしながら、本会では、名桜大学生の約半数が沖縄県外出身者であることを踏まえ、遠方のためご参加が叶わない会員の皆様の意見も広く収集し、丁寧に議論を進める必要があるものと考えております。

そのため、欠席者のご意思等についても確認を行いましたので、以下に報告いたします。

### 議案第1号「平成29年度収支決算（案）について」

承認490件、 否決1件、 会長へ委任433件

### 議案第2号「平成30年度事業計画（案）について」

承認491件、 否決3件、 会長へ委任429件

### 議案第3号「平成30年度予算（案）について」

承認485件、 否決3件、 会長へ委任435件

※上記集計結果は、平成30年6月29日現在までの回答を取りまとめました。

### その他の意見・質問

No.	意見・質問	事務局回答
1	①返信様式が回答票となっているが、委任状は必要ないか。会則に定足数の定めがないためか。 ②送付された資料に監事の監査報告がない。	→様式の標題を「回答票」とし、「承認・否決・会長へ委任」といったかたちで意見を集めたために欠席者にも議決権がある印象をもたらしてしまいました。申し訳ございません。今後は自由記述で意見を集めるよう改善いたします。 →監査報告書については、総会当日に配布を予定しておりました。今後は、会計処理が適切に行われている旨を会員に示す資料として、開催案内及び資料の発送の際に添付いたします。

(次ページあり)

	<p>③会則の第3条（事業）には、「卒業式関連事業」が入っていないが、事業計画案には記載されている。会則を整備してください。（同条第8号の「後援会の目的達成に必要な事項」としてはではなく。）</p> <p>④会則の第3条（事業）には、「周年事業」が入っていないが、予算案の備考欄には記載されている。会則を整備してください。（同条第8号の「後援会の目的達成に必要な事項」としてではなく。）</p>	<p>→卒業式関連事業については、現在、会則第3条第3号「学生の福利厚生事業の援助に関すること」及び第5号「本学の教育事業の援助に関すること」として取り扱っています。今回のご意見を踏まえ、今後は、会則第3条と事業計画の整合性が確認しやすい資料づくりへと改善いたします。</p> <p>→特定預金繰入（特別留保金・周年事業費積立）については、現在、会則第3条第6号「本学施設、設備、備品等の整備に関すること」及び第7号「本学の基金造成および寄付金募集に関すること」として取り扱っています。（なお、「周年事業」とは名桜大学の実施する開学30周年事業を指しております。）今回のご意見を踏まえ、今後は、会則第3条及び事業計画との整合性が確認しやすい予算書となるよう改善いたします。</p>
2	<p>卒業式関連事業等に予算をつけずに在学中の学生への支援を多角的に計画・立案・実施し、名桜の特色を広げて欲しい。</p>	<p>→学生の入学時から卒業時まで幅広く支援を行うことを基本的な考えとしており、卒業式関連支援についてもその一つとなります。卒業アルバムも高額になり学生への負担は大きく、また、キャップ&amp;ガウンをまとった卒業式は名桜大学の特色となっています。社会へ羽ばたく学生へのはなむけのためにも、支援する意義が深いものと考えています。</p>
3	<p>平成29年度収支決算案の正会員会費収入が予算に対して決算額が少ないのは未払いの方もいるということか。また、支払いは任意か。</p>	<p>→兄弟・姉妹・親子等2人以上が同時期に名桜大学に在籍している場合、申し出に基づき会費を返還しています。その返還分が収入の部においてマイナス計上されているため、予算に対して決算額が少なくなっています。支払いについては、入学手続きの際の学納金に会費が含まれているため、ご子息が入学する時点で全ての保護者等に会費を納めていただいています。</p>
4	<p>会費は全員納入されているのか。納入していない方への支出も含まれているのか。</p>	<p>→入学手続きの際の学納金に会費が含まれているため、ご子息が入学する時点で全ての保護者等に会費を納めていただいています。（正会員会費の決算額が予算に対して少ない理由については、上記3の回答を参照ください。）</p>

※意見・質問内容については、事務局においてその趣旨に留意した上で要約及び補足を行っています。

(以上)